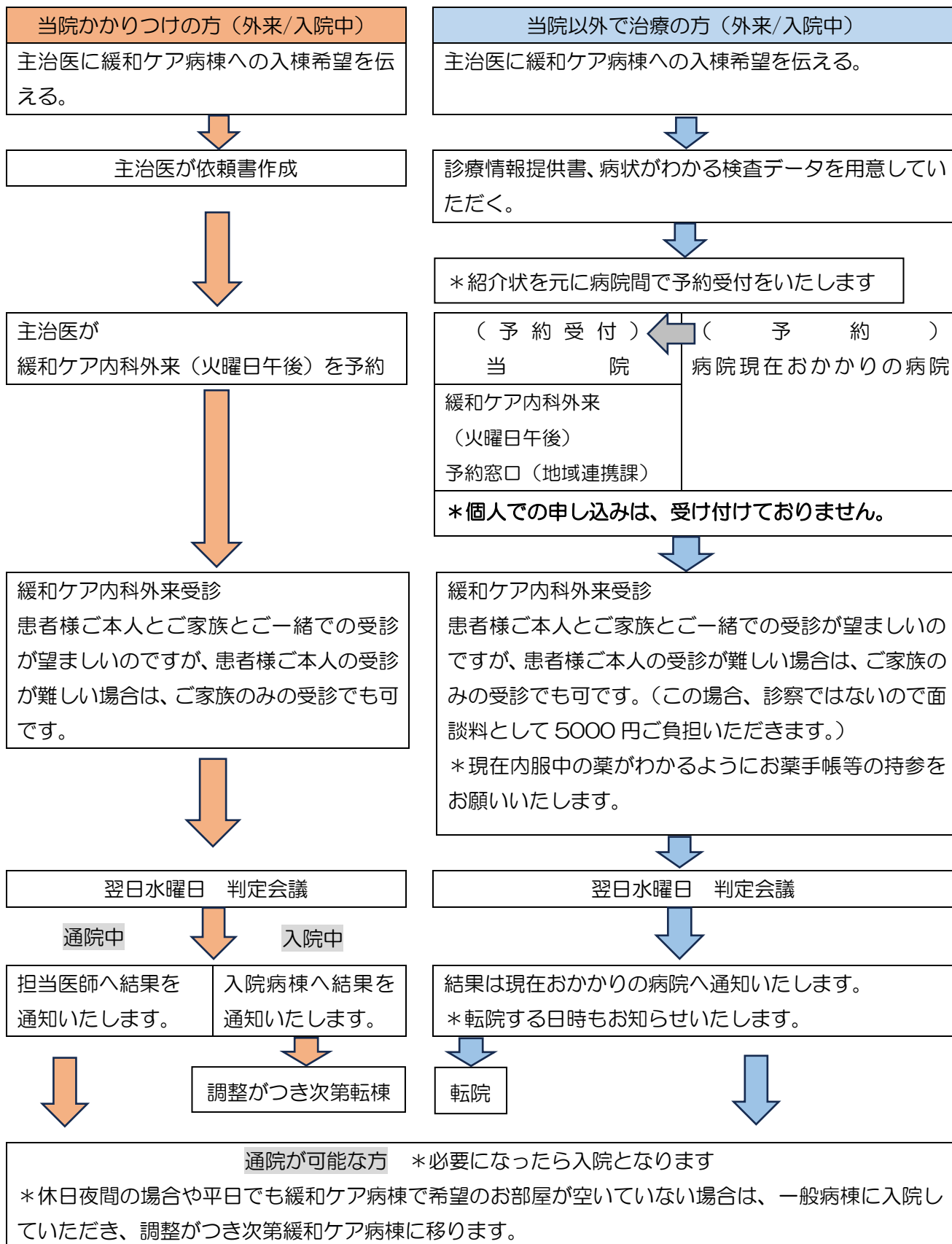




# 緩和ケア病棟への入棟を希望される方へ

手続きの流れ

(令和5年9月現在)



通院が可能な方 \*必要になったら入院となります

\*休日夜間の場合や平日でも緩和ケア病棟で希望のお部屋が空いていない場合は、一般病棟に入院していただき、調整がつき次第緩和ケア病棟に移ります。